

岩手大学修学支援事業基金規則

平成28年9月13日 制定

令和3年6月8日 最終改正

(設置)

第1条 岩手大学イーハトーヴ基金規則第4条第2項および第8条に基づき、岩手大学イーハトーヴ基金の特定基金として岩手大学修学支援事業基金（以下、「修学支援事業基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 修学支援事業基金は、経済的な理由により修学に困難がある岩手大学に在籍する学生（以下、「学生」という。）に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 修学支援事業基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る事業
- 二 学資金を貸与し、又は支給する事業
- 三 本学が教育研究上必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業
- 四 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生に教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して手当を支給する事業

(事業年度)

第4条 修学支援事業基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(使途変更の禁止)

第5条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

- 2 修学支援事業基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が法人本部に対して償還された場合であっても、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

(基金の管理)

第6条 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行うものとする。

(事業運営)

第7条 第3条に定める事業の運営に関することは、学長・副学長会議が決定する。

(事務)

第8条 修学支援事業基金に関する事務は、関係部局の協力を得て、基金室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、修学支援事業基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年9月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月8日から施行する。